

(記録の整備)

第37条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第11条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第12条第7項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第29条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第34条に規定する苦情の内容等の記録

六 第36条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(入所者の病状急変等の救急時対応)

第38条 施設は、入所者の病状の急変に備えるため、配置医師による対応、その他の方法による対応方針を定めなければならない。

2 配置医師は、医療法人済恵会 須藤病院 泉勝医師、小野智子医師として、定期的な診療として週2回の入所者の健康管理のための療養指導(火曜日及び木曜日、13時～15時)、その他当該施設に関する必要な医療的指導を行う。

3 緊急時の受入先病院(24時間体制)は、協力医療機関である医療法人済恵会 須藤病院とする。

4 緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法は、先ず電話(配置医師携帯電話含む)で連絡を行い、その病状等を説明した後、速やかに入所者情報書(急変時の日時、その場所、意識の有無、嘔気の有無、頭部打撲の有無、転倒の場合にはその部位、体温、血圧、脈拍、酸素濃度、日々の状態(麻痺の有無、拘縮の有無、会話出来るか 他を記載する)を作成して、それら関係書類を持って、救急車で須藤病院に入所者を搬送する。その際、当該職員が同行する。

第8章 雑則

(改正)

第39条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成18年7月12日から施行適用する。

この規程は、平成19年10月1日から施行適用する。

この規程は、平成25年3月28日から施行適用する。

この規程は、平成27年3月31日から施行適用する。

この規程は、平成30年6月7日から施行適用する。

